

令和3年7月  
第  
**212**  
号



# 国保だより

KOKUHO-DAYORI

今月の被保険者数

(令和3年5月末現在)

人口	142,787
世帯数	64,802
被保険者数	40,126
国保世帯数	23,567



沖縄市国民健康保険、後期高齢者医療制度の

～はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券について～

沖縄市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者を対象とした「はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧施術利用券」の交付を行っています。

- ※利用券は、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者で有効期限内の保険証をお持ちの方を交付対象としています。
- ※利用券は、予算の範囲内で交付します。(6枚綴りの利用券を1冊交付し、全て使用後に再度申請があれば2冊目を交付します。また、全体の利用状況等により3冊目の交付を行う場合があります。)
- ※利用券には、有効期限がありますのでご注意ください。
- ※沖縄市指定施術所で、利用券1枚につき1,000円の助成となります。(利用券は1人1日1枚までです。)
- ※郵送による申請受付も行っております。ご希望の方はお問い合わせください。

<国民健康保険の方>

※申請は国保の世帯主での手続きとなり、申請者の身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)及び印鑑(認印可)、施術利用者の保険証が必要です。国保の世帯が別の方が申請する場合は、委任状等(必須)が必要です。詳しくは、沖縄市役所国民健康保険課給付係までご確認ください。

<後期高齢者医療制度の方>

※申請する際には、本人の被保険者証と印鑑(認印可)が必要です。代理人が手続きをされる場合は代理人の身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)と印鑑(認印可)、委任状も必要です。詳しくは沖縄市役所国民健康保険課後期高齢者医療係までご確認ください。

お問合せ：国民健康保険課 電話 098-939-1212 給付係(内線 2112)、後期高齢医療係(内線 2118・2101)

沖縄市国民健康保険、後期高齢者医療制度 はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧 指定施術所

施術所名	住所	電話番号	施術の種類
長嶺東洋鍼灸院 (休院中)	大里 2-18-14	098-938-3114	鍼、灸、マッサージ
久場針灸院	中央 2-16-18	098-987-8941	鍼、灸
米須鍼灸指圧マッサージ院	松本 1-4-12	090-8622-8939	鍼、灸、マッサージ
東京鍼灸院	仲宗根町 15-19	098-939-8551	鍼、灸、マッサージ
東医堂鍼灸院	泡瀬 3-17-6 みどりコーポ 103	098-939-2256	鍼、灸、マッサージ
中央鍼灸院	中央 1-25-7	098-939-4011	鍼、灸
ティーピー針灸	中央 3-7-2 キャッスルマンション 1F 3号	090-7920-0617	鍼、灸、マッサージ
照はり灸・指圧マッサージ院	高原 4-27-13 2階	098-932-0677	鍼、灸、マッサージ
あらた治療院	登川 1-5-15	098-989-8076	鍼、灸
はりきゅう処 寧心(ねいしん)	上地 4-7-3 伊礼アパート C-101	098-911-2134	鍼、灸
おきなわしあわせ鍼灸院	泡瀬 1-25-1	080-4175-4804	鍼、灸
鍼灸マッサージ整骨院・按下院	美原 4-15-15 レジデンス福比A103	098-982-1922	鍼、灸、マッサージ
コハマ鍼灸院	知花 5-37-29	098-989-4378	鍼、灸、マッサージ
久場鍼灸院ゲート前店	中央 2-16-1-3F (久場ビル)	098-987-8941	鍼、灸



あなたのご自宅に、沖縄市役所から  
**青い封筒**は届いていますか？



(基本健診にかかる費用)

受診券を使うと**7,210円**が**無料!**  
さらに、  
がん検診等も**お得**に受けることができます。

※受診券の有効期限は、  
令和3年4月1日～令和4年3月31日までの1年間  
ございますので、新型コロナウイルス感染の動向も確認  
しながら健診を受けて頂きますようお願いいたします。

受診券

(年齢等によって受診券の種類が違います)



健診ガイド



### 30代から健診を受けましょう

若い世代でも近年増えている生活習慣病を**早期に発見・予防**するためにも、  
30代から健診を受けましょう！さらに、健診結果で要指導などの判定があれば、  
「**管理栄養士による保健指導**」により健康への一歩をサポートします♪

「**30代からの健診**」と「**生活改善に繋がる保健指導**」を受けて、  
**元気な健幸生活を送りましょう!**



◆お問合せ◆ 沖縄市役所：電話 098-939-1212 健康診断について…市民健康課 健診係：(内線)2240  
健康相談について…市民健康課 保健指導係：(内線)2247



## 8月・9月 集団健診のお知らせ

今年度の集団健診は、密を避けるため

**予約制**にする予定です。(令和3年5月時点)

今後の新型コロナウイルスの動向次第では**延期の可能性**もございますので市のホームページや広報、お電話等で随時ご確認をお願い致します。

こんな時だからこそ  
**病院で受診を**  
**オススメします!**

集団健診より  
密が避けられる

メリット①

待ち時間が  
少ない!

メリット②

自分の  
都合がいい日に  
受診できる

メリット③

あなたの  
体について  
よく知っている、  
かかりつけ医の  
元で受診できる

メリット④

【健診予約等についてのお問い合わせはこちら】

沖縄市役所 地下2階 市民健康課 健診係：098-939-3126

## 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料納付書の取扱いについて

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、県内金融機関、コンビニエンスストアに加えてアプリ決済でも納付できます。納付通知書と納付書は、綴じられていない単票形式となっておりますので、期別・納期限をご確認の上、納付する期だけの納付書を各金融機関、コンビニエンスストアへお出しください。また、アプリ決済は納付書のバーコードをスマートフォンアプリのカメラで読み込むことによって納付ができます。  
※期を誤って納付した場合でも**他の期への充当はできません**ので、納付書を十分ご確認ください。  
※口座振替、年金からの特別徴収のみの方は納付書を同封していません。  
※県外在住の方は、納付書裏面に記載されている納付場所でお支払いください。

# 自己負担限度額

医療機関の窓口で区分オ、(低所得)Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」、区分ア～エ、(現役並み)Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」を提示するとお支払(自己負担額)を高額療養費の自己負担限度額までにとどめることができます。対象となる自己負担額は個人単位に、同じ月の病院、薬局ごとに合計します。ただし、一つの薬局であっても処方した病院ごとに、また同じ病院であっても診療科ごとに計算することがあります。「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」の交付を希望される方は国民健康保険課の窓口で申請してください。

## 【0歳～69歳】

所得区分	保険適用分(月額)	入院時食事代(1食あたり)
ア 901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% <140,100円>※1	460円
イ 600万円超～901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% <93,000円>※1	460円
ウ 210万円超～600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% <44,400円>※1	460円
エ 210万円以下	57,600円 <44,400円>※1	460円
オ 住民税非課税	35,400円 <24,600円>※1	210円 (91日以上から160円)

## 【70歳～】(後期高齢者医療被保険者含む)

所得区分	保険適用分(月額)		入院時食事代(1食あたり)
	外来のみ(個人ごと)	入院+外来(世帯単位)	
現役並所得	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% <140,100円>※1		460円 ※4
	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% <93,000円>※1		
	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% <44,400円>※1		
一般	18,000円 (年間限度額144,000円)※2	57,600円 <44,400円>※3	460円 ※4
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	210円 ※5 (91日以上から160円)
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	100円

### 〈高額多数回該当〉

- ※1. 過去12カ月以内に、同じ世帯で4回以上高額療養費該当とされた場合、4回目からは高額療養費の自己負担額がく)内の金額に引き下げられます。
- ※2. 外来(個人ごと)の年間(8月～翌年7月)の自己負担限度額は、144,000円となります。
- ※3. 過去12カ月以内に同じ世帯で外来+入院(世帯単位)の限度額を超えて4回以上高額療養費該当とされた場合、4回目からは高額療養費の自己負担額がく)内の金額に引き下げられます。
- ※4. 75歳以上の方は一部260円の場合があります。
- ※5. 限度額適用・標準負担額減額認定区分(低所得)Ⅱを受けている期間の入院日数が計算対象となります。長期入院該当になる方は再度申請が必要になりますので、入院日数がわかる書類などを持参し、担当窓口で申請してください。

お問合せ：国民健康保険課 電話 939-1212

◆75歳未満の方：給付係(内線2114・2115) ◆75歳以上の方：後期高齢医療係(内線2101・2118)

## 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険・後期高齢者医療制度「傷病手当金」の支給《適用期間延長のお知らせ》

新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われることにより、療養のために会社等を休み事業主から給与等の全部又は一部を受けられない場合に被保険者に対して支給する「傷病手当金」の適用期間が令和3年9月30日までに延長になりました。

支給要件や申請方法等の詳細については、沖縄市公式ホームページ及び各担当までお問い合わせください。



お問合せ 国民健康保険課 電話 939-1212 給付係(内線2114) 後期高齢医療係(内線2101)

## 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免を令和3年度においても予定しております。詳細が決まり次第、広報おきなわ、沖縄市公式ホームページ等でお知らせいたします。

## 令和3年度から国民健康保険料の軽減判定基準が変わります

下記の国が定める所得基準を下回る世帯については、国保料の均等割額と平等割額が7割・5割・2割軽減されます。税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除額から基礎控除へ10万円が振り替えられたことにより、複数人給与所得者等がある世帯に不利益が生じないよう軽減判定基準が変わりました。

※所得申告をされていない場合は、基準を下回るかどうか判断できないため、軽減はされません。



	軽減判定所得基準	
	改正前	改正後
7割軽減	基礎控除額 33万円	基礎控除額 43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減	基礎控除額 33万円 +28.5万円×被保険者数	基礎控除額 43万円 +28.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	基礎控除額 33万円 +52万円×被保険者数	基礎控除額 43万円 +52万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)



お問合せ：国民健康保険課 電話 939-1212 (内線 2108・2113)

## 所得申告をしましょう

次のいずれかに該当する場合は所得の申告をしましょう！

### 1. 国民健康保険に加入している方

※400万円以下の年金収入のみの方または会社から沖縄市役所へ給与支払報告書の提出がある方は、申告は不要となります。(医療費控除などを受ける場合には申告が必要です。ご注意ください。)

### 2. 後期高齢者医療制度に加入している方 (75歳以上、若しくは65歳以上で障害認定を受け後期高齢者医療制度に加入している方)



所得の申告が無い場合には・・・保険料の軽減措置が受けられなくなります

保険料の軽減措置は、世帯の所得が一定以下の場合に保険料の軽減を受けられる制度です。ただし、世帯に未申告の方がいる場合には所得の判定ができないため、保険料の軽減措置を受けることができません。

保険料の軽減措置のために所得の申告が必要な方は次のとおり。

国民健康保険の場合	国民健康保険の世帯主と加入している方全員
後期高齢者医療制度の場合	世帯主および後期高齢者医療被保険者

### 所得に応じた医療費負担の軽減が受けられなくなります

医療の給付のうち高額療養費は、国保加入者や後期高齢者医療制度加入者の高額な医療費の負担額を世帯の所得に応じた一定の限度額内に軽減する制度です。ただし、国保加入世帯に未申告の方がいる場合には所得区分の判定ができないため、最高限度額が適用されることがあります。後期高齢者医療制度加入の方も適切な給付を受けるために、被保険者本人と同じ世帯の方全員の申告をお願いします。

医療費負担の軽減のために所得の申告が必要な方は次のとおり。

国民健康保険の場合	国民健康保険の世帯主と加入している方全員
後期高齢者医療制度の場合	世帯の全員 ※世帯の被保険者の申告のみで所得区分を判定できる場合があります。

※令和3年6月7日(月)より市民税課にて申告受付を再開しています。所得申告がまだお済みでない方はお急ぎください。  
※無収入の方、給与・年金収入のみの方は郵送受付も行っております。(詳しくは沖縄市のホームページをご覧ください。)

お問い合わせ 電話 939-1212 国民健康保険課 保険料係 (内線 2106・2108) 後期高齢医療係 (内線 2101・2118)  
所得申告の方法等について 市民税課 (内線 3252～3255)

“印刷”をトータルサポート

**室川印刷**

〒904-0021 沖縄市胡屋5丁目11-3  
TEL (098) 989-1103 FAX (098) 989-1136  
HP: <https://murokawa-p.com/>

\*補聴器・時計電池交換致します。  
お客様の口コミによって成長しております！

**メガネMAX**

〒904-2171  
沖縄市高原 5-15-3  
☎・FAX  
**934-4100**

